

経済産業省

制定 20250307 財経第4号
令和7年4月1日

新しい地方経済・生活環境創生交付金（第2世代交付金）交付要綱（インフラ整備事業（工業用水道））を次のとおり制定する。

令和7年4月1日

経済産業大臣 武藤 容治

新しい地方経済・生活環境創生交付金（第2世代交付金） 交付要綱 （インフラ整備事業（工業用水道））

（通則）

第1条 新しい地方経済・生活環境創生交付金制度要綱（令和7年1月31日制定。以下「制度要綱」という。）に基づく新しい地方経済・生活環境創生交付金（第2世代交付金）（以下「交付金」という。）第6 1 3）のインフラ整備事業（工業用水道）の交付に関しては、制度要綱、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及びその他の法令の定めによるほか、この交付要綱の定めるところによる。

（目的）

第2条 この交付要綱は、制度要綱第6 1 3）に掲げる交付対象事業のうちインフラ整備事業（工業用水道）について定めており、新しい地方経済・生活環境創生交付金（第2世代交付金）の理念に基づき地方公共団体（都道府県、市町村（特別区を含む。）又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第284条第1項の一部事務組合若しくは広域連合をいう。以下同じ。）が事業主体となって実施する工業用水道のインフラ整備事業を支援することにより、その地域における工業の健全な発達に寄与するとともに、地方創生の推進に資するインフラ整備を促進し、もって、地域全体で共創する、地方創生に寄与することを目的とする。

（交付の対象）

第3条 経済産業大臣は、地方公共団体が工業用水道のインフラ整備のうち、施設の強靱化工事等（以下「強靱化事業」という。）を行う場合（民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促

進に関する法律（平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。）第8条第1項の規定により、地方公共団体が選定した民間事業者（以下「PFI事業者」という。）が行う同法第7条の特定事業（以下「PFI事業」という。）として実施される場合を含む。）において、その強靱化事業が特に必要であると認めるときは、予算の範囲内において、当該事業年度における強靱化事業に要する費用（PFI事業にあつては、PFI事業によって行われる工業用水道の強靱化事業に要する費用（以下「PFI費用」という。））であつて次の各号に掲げるものの合計額に別表1に定める交付率を乗じた金額を、地方公共団体に対し、交付金として交付する。ただし、別表1に定める交付基準に該当するものに限る。

- 一 取水門、取水ぜき、防潮ぜき、取水塔、取水わく、取水管きょ、集水埋きょ、井戸、沈砂池、ポンプ等の取水施設の工事に要する費用
 - 二 貯水池、貯水そう等の貯水施設の工事に要する費用
 - 三 導水管きょ、ポンプ等の導水施設の工事に要する費用
 - 四 ちんでん池、凝集池、浄水池等の浄水施設の工事に要する費用
 - 五 送水管きょ、ポンプ等の送水施設の工事に要する費用
 - 六 配水池、配水そう、配水管、ポンプ等の配水施設の工事に要する費用
 - 七 前各号の工事に必要な最小限度の用地の取得又は使用、若しくは補償に要する費用
 - 八 第1号から第6号までの工事及び前号の用地の取得に必要な調査に要する費用
 - 九 業務の効率化等に資するデジタル技術等（情報技術、新技術等を含む。）の導入や導入に必要な調査に要する費用
 - 十 PPP／PFI事業の導入に向けた調査及び計画作成等に要する費用
 - 十一 ダウンサイジングの導入に向けた調査及び導入計画の作成に要する費用
- 2 交付の対象となる事業費（以下「交付対象事業費」という。）の費用の区分、工種、費目の内容及び費用の算定基準は、別表2に定めるところによるものとする。
- 3 前項に定める費用以外の費用（借入金及び起債の利息その他の費用）は、交付対象とはしないものとする。

（交付期間）

第4条 経済産業大臣が地方公共団体に対し交付金を交付することができる期間は、第2世代交付金実施計画（以下「実施計画」という。）ごとに当該計画に基づく事業に対して交付が開始される年度から起算して、原則5年以内とする。

（交付金の額）

第5条 交付金の額は、交付対象事業費に別表1に定める交付率を乗じた金額とする。

- 2 第3条第1項の交付金のうちPFI費用についての当該交付金の額は、同項の規定にかかわらず、当該交付金の交付を受ける地方公共団体がPFI事業者に対し当該年度に支出するPFI費用の額を上限とする。

（交付金の交付額の調整）

第6条 地方公共団体は、実施計画に記載されている工業用水道の事業について、交付金が交付される年度の年度末における事業の進捗率が100%を下回る場合には、交付を受けた交付金の額すべてについて、前条の規定により算出される額にかかわらず、当該事業の整備に要する経費として充てることができる。ただし、この場合においても、当該年度に交付された交付金の額は、当該年度における変更された執行予定事業費を超えることはできない。なお、当該年度に交付された交付金の額と年度末における事業の進捗率を踏まえて前条の規定により算出される額との差額については、次年度における前条の規定により算出される額から減じることで調整する。

(交付金の他の事業への充当)

第7条 地方公共団体は、交付金の額の1/2未満の範囲で、かつ他の事業(制度要綱第6-1-3)のインフラ整備事業のうち、工業用水道以外のインフラ整備事業。以下同じ。)の当該年度の執行予定事業費を超えない範囲内において、交付された交付金を他の事業の整備に要する経費として充てることができる。この場合において、他の事業において取得した財産の管理及び運営や交付の決定の取消し等の事務については、充当した金額の範囲内において、他の事業の交付金の交付の決定を行った大臣が行うものに準じて、経済産業大臣が行うものとする。

(申請手続)

第8条 地方公共団体は、交付金の交付の申請をしようとするときは、様式第1による交付金交付申請書に次の各号に掲げる書類(2事業年度以上にわたって行われる事業であって、既に前事業年度の事業について交付金の交付を受けたものに係るものである場合にあっては、第5号及び第7号に掲げる書類)を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

一 工業用水道事業法施行規則(昭和33年通商産業省令第118号。以下「施行規則」という。)

様式第2による事業計画を記載した書類

二 施行規則様式第4による給水区域における工業生産現況書

三 施行規則様式第5による給水区域における工業用水使用現況書

四 施行規則様式第6による工業用水道布設年次計画書

五 施行規則様式第7による建設資金調達年次計画書

六 施行規則様式第8による建設資金償還年次計画書

七 当該年度の歳入歳出予算書の写し

八 整備される工業用水道の所有権がPFI事業者から交付金の交付を申請しようとする地方公共団体へ当該事業年度において移転するPFI事業(以下「BTO方式」という。)にあっては、それを証する書類

九 整備される工業用水道の所有権がPFI事業者から交付金の交付を申請しようとする地方公共団体へPFI事業終了後において移転するPFI事業(BOT方式)にあっては、それを証する書類及びPFI事業者が当該所有権を保有する期間において第19条に規定されている地方公共団体に準じた制限を遵守することを約する書類

十 PFI事業であって、当該PFI費用を割賦の方法により当該事業年度の翌年度以降の年度において支出するときは、当該支出を行う年度ごとの支出計画を記載した書類

十一 前号の支出計画に基づく翌年度以降の年度における支出に係る債務の負担について、議会

で議決されたことを証する書類

十二 強靱化事業のうち、耐震化、浸水対策及び停電対策を行う事業にあつては、事業対象施設の選定理由書

十三 デジタル技術等の導入等を行う事業にあつては、当該技術を導入する業務を記載した書類

十四 PPP／PFI の導入に向けた調査及び計画作成等を行う事業にあつては、導入計画を記載した書類

十五 ダウンサイジングの導入に向けた調査及び導入計画の作成を行う事業にあつては、調査内容等を記載した書類

2 前項の申請書の提出期限は、会計年度ごとに経済産業大臣が地方公共団体に通知するものとする。

3 地方公共団体は、第1項の交付金の交付の申請をするに当たって、当該交付金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（交付対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、所得税及び消費税法の一部を改正する法律（平成6年法律第109号）及び地方税法等の一部を改正する法律（平成6年法律第111号）の規定により仕入れに係る消費税額及び地方消費税額として控除できる部分の金額に交付率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

（電子情報処理組織による申請等）

第9条 地方公共団体は、前条第1項の規定に基づく交付の申請、第12条第1項の規定に基づく申請の取下げ、第13条第1項の規定に基づく計画変更等の申請、第15条の規定に基づく事業が完了しない場合等の報告、第19条の規定に基づく財産の処分の承認申請、第20条第1項の規定に基づく状況報告、第21条第1項若しくは第2項の規定に基づく実績報告、同条第4項に基づく書類の提出、同条第5項の規定に基づく支出の報告、同条第6項の規定に基づく支出計画の変更の報告、第23条第2項の規定に基づく支払請求又は第25条第1項の規定に基づく消費税等仕入控除税額の確定に伴う報告（以下「交付申請等」という。）については、原則、電子情報処理組織を使用する方法（適正化法第26条の3第1項の規定に基づき経済産業大臣が定めるものをいう。）により行わなければならない。

（電子情報処理組織による処分通知等）

第10条 経済産業大臣は、前条の規定により行われた交付申請等に係る次条第1項の規定に基づく通知、第13条第1項の規定に基づく承認、第15条の規定に基づく指示、第19条の規定に基づく承認、第20条第1項の規定に基づく要求、同条第2項の規定に基づく命令、同条第3項の規定に基づく命令、第22条第1項の規定に基づく通知、同条第2項の規定に基づく返還命令、同条第3項の規定に基づく納付命令（第24条第4項及び第25条第3項の規定において準用する場合を含む。）、第24条第1項の規定に基づく取消し若しくは変更、同条第2項の規定に基づく返還命令、又は第25条第2項の規定に基づく返還命令について、当該通知等を補助金申請システム又は電子メールにより行うことができる。

(決定の通知)

第 1 1 条 経済産業大臣は、第 8 条第 1 項の規定による申請書の提出があった場合には、当該申請書の内容を審査し、交付金の交付を決定したときは、様式第 2 による交付決定通知書を交付金の交付を申請した地方公共団体に送付する。

2 第 8 条第 1 項の規定による申請書が到達してから、当該申請に係る前項による交付決定を行うまでに通常要すべき標準的な期間は、60 日とする。

3 経済産業大臣は、第 8 条第 3 項のただし書きによる交付の申請がなされたものについては、交付金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について、交付金の額の確定において当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかになった場合には減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

(申請の取下げの期日等)

第 1 2 条 前条第 1 項の通知を受けた地方公共団体は、当該通知に係る交付金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、当該通知を受けた日から起算して 15 日を経過した日までに、申請の取下げをすることができる。

2 前条第 1 項の通知を受けた地方公共団体は、前項の規定により申請の取下げをしようとするときは、様式第 3 による交付申請取下書を経済産業大臣に提出しなければならない。

(計画変更等の承認)

第 1 3 条 交付金の交付を受けた地方公共団体は、次の各号に掲げる場合においては、あらかじめ経済産業大臣の承認を受けなければならない。この場合において承認申請に必要な提出書類は別表 3 に定めるところによるものとする。ただし、第 6 条第 1 項の調整を行うことを予定している場合であって、実施計画の事業の新設又は廃止を伴わない事業内容の変更で交付決定単位ごとの交付決定額に変更が生じない場合を除く。

一 交付金の交付を受ける事業年度の事業の経費の配分又は内容の変更（軽微なものを除く。）をしようとする場合

二 給水区域、計画給水量又は水源を変更しようとする場合

三 交付金の交付に係る事業を中止し、又は廃止しようとする場合

四 交付金の交付に係る工業用水道の料金を定め、又は変更しようとする場合

五 交付金の交付に係る工業用水道事業について P F I 法第 2 条第 7 項に定める公共施設等運営権を民間事業者に設定する場合

六 様式第 1 による交付金交付申請書 3 交付要綱第 6 条第 1 項に規定する差額が予定額である場合であって、当該差額に変更が生じた場合

2 前項第 4 号の規定により、地方公共団体が工業用水道の料金変更の承認を受けなければならない場合であって、次の各号のいずれにも該当しない場合には、工業用水道事業法（昭和 33 年法律第 84 号）第 17 条第 1 項に基づく届出の受理をもって承認があったものとみなす。

一 給水区域、給水能力又は水源の変更に伴い料金を変更しようとする場合

二 布設した施設の供用開始に伴い料金を変更しようとする場合

- 三 特定多目的ダム法第17条に規定されるダム使用权の設定に伴い料金を変更しようとする場合
- 四 独立行政法人水資源機構法第2条第2号に規定する水資源開発施設の完成に伴い料金を変更する場合
- 五 変更後の料金に変更前の料金の100分の110（前回の料金改定時から3年を経過していないものについては100分の105）を超える場合
- 3 第1項第1号の規定による経費の配分の軽微な変更とは、各費目相互間における流用であって、当該流用に係る費目ごとの変更額が、交付金の交付の決定（第1項第1号の規定による変更の承認を受けた事業にあっては、当該変更の承認。）の内容となったそれぞれの費目の経費に100分の20（当該流用に係る費目が附帯雑費である場合にあっては100分の10）を乗じて得た額（当該流用に係る費目が附帯雑費以外の費目である場合であって、当該費目の変更前の経費に100分の20を乗じて得た金額が1,000万円に満たないときは1,000万円）以内であるものとする。
- 4 第1項第1号の規定による事業の内容の軽微な変更とは、交付金の交付の決定（第1項第1号の規定による変更の承認を受けた事業にあっては、当該変更の承認。）の内容となった交付対象事業費の増減並びに工法、構造の重要な部分に関するものの変更及び施工箇所の著しい変更を伴わない変更であって、次の各号に定めるものとする。
- 一 取水管きよ、集水埋きよ、導水管きよ、送水管きよ及び配水管等についてはそれぞれの施工延長の100分の20以内の変更
- 二 取水門、取水塔、取水わく、取水ぜき、防潮ぜき、井戸、沈砂池、貯水そう、ちんでん池、凝集池、浄水池、配水池、配水そう、その他の土木構築物、管理棟、ポンプ室、倉庫、車庫、管理公舎、その他の建築物、ポンプ浄水機器その他の電気機械施設等についてはそれぞれの施工量（施工量による計量が困難なものにあっては同一単価で積算した金額）の100分の20以内の変更
- 三 用地取得又は使用についてはその面積の、補償についてはその金額のそれぞれ100分の20以内の変更
- 四 調査費については、地形測量、地質調査、土質調査、水質調査、水文調査、設計委託その他の調査を行った場合は、それぞれの施工量（施工量による計量が困難なものにあっては同一単価で積算した金額）の100分の30以内の変更
- 5 地方公共団体は、前2項の規定を適用して軽微な変更を行う場合には、適用した条項を明らかにしておくとともに、適用事由を明確にする調書を作成しておくものとする。

（契約の方法）

- 第14条 交付金の交付を受けた地方公共団体は、交付金の交付の対象である第3条第1項第1号から第6号及び第8号から第11号までに規定する工事等の実施に関して契約をなす場合においては、原則として競争入札によらなければならない。競争入札によらなかった場合は、第21条に定める事業実績報告書においてその理由を明らかにしなければならない。
- 2 地方公共団体は、前項の契約に当たり、契約の相手方に対し、交付事業の適正な遂行のために必要な調査に協力を求めるための措置をとることとする。

- 3 地方公共団体は、第1項の契約（契約金額100万円未満のものを除く）に当たり、経済産業省から補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者を契約の相手方としてはならない。ただし、交付事業の運営上、当該事業者でなければ交付事業の遂行が困難又は不適当である場合は、経済産業大臣の承認を受けて当該事業者を契約の相手方とすることができる。
- 4 経済産業大臣は、地方公共団体が前項本文の規定に違反して経済産業省からの補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者を契約の相手方としたことを知った場合は必要な措置を求めることができるものとし、地方公共団体は経済産業大臣から求めがあった場合はその求めに応じなければならない。
- 5 前4項までの規定は、交付事業の一部を第三者に請負わせ、又は委託し、若しくは共同して実施する体制が何重であっても同様に扱うものとし、地方公共団体は、必要な措置を講じるものとする。

（事業が完了しない場合等の報告）

第15条 交付金の交付を受けた地方公共団体は、次の場合においては、速やかに経済産業大臣に報告してその指示を受けなければならない。

- 一 交付金の交付に係る事業が予定の期間内に完了しない場合又はその遂行が困難となった場合
- 二 交付金の交付に係る事業に災害を受けた場合

（事業の経理）

第16条 交付金の交付を受けた地方公共団体は、次の各号に定めるところにより事業の経理を明らかにしておかなければならない。

- 一 交付対象事業費の関係書類及び帳簿等は、他の事業費などの書類及び帳簿等と区分して作成し、保存すること。
- 二 交付対象事業の工事の実施に当たって契約を締結したときは、次に掲げる関係書類を整理し、保存すること。
 - イ 見積書又はこれに代わるべき書類
 - ロ 競争公告又は指名通知等の関係書類
 - ハ 予定価格調書
 - ニ 入札書及び入札経過書又はこれに代わるべき書類
 - ホ 契約書、仕様書、見積証明書及びこれらの附属書類
- 三 交付対象事業費の経理に当たっては、事業費の支払関係証拠書類（支払命令書、支払伝票、請求書及び領収書等）のほか、次に掲げる帳簿を整備し、保存しておくこと。
 - イ 事業費歳入歳出予算差引簿
 - ロ 資材受払簿及び材料検収簿
 - ハ 請負工事にあつては、工事監督記録簿及び工事打合せ簿
 - ニ 直営工事にあつては、労務者就労出面簿、賃金支払関係帳簿及び工事日誌

(地方公共団体の予算書及び決算書)

第17条 交付金の交付を受けた地方公共団体は、交付金収入及び事業に要する経費の予算書及び決算書における計上科目及び科目別計上金額を明らかにする調書を作成しておかなければならない。

(財産の管理及び運営)

第18条 交付金の交付を受けた地方公共団体は、交付金の交付の対象である第3条第1項第1号から第6号までに規定する工事によって取得した財産については、事業の完了後においても、当該財産を善良な管理者の注意をもって管理するとともにその効率的な運営を図らなければならない。

(財産処分の制限)

第19条 交付金の交付を受けた地方公共団体は、交付金の交付に係る事業により取得し、又は効用の増加した次に掲げる財産を、経済産業大臣の承認を受けずに交付金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、交付金交付の目的及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）を勘案して、経済産業大臣が別に定める処分制限期間を経過した場合は、この限りでない。

- 一 土地及び建物
- 二 取水施設については、取水門、取水ぜき、防潮ぜき、取水塔、取水わく、取水管きょ、集水埋きょ、井戸及び沈砂池
- 三 貯水施設については、貯水池及び貯水そう
- 四 導水施設については、導水管きょ
- 五 浄水施設については、ちんでん池、凝集池及び浄水池
- 六 送水施設については、送水管きょ
- 七 配水施設については、配水池、配水そう及び配水管
- 八 第2号から第7号までのポンプ設備
- 九 その他事業の実施に伴い取得した財産のうち、取得価格又は効用の増加価格が50万円を超える財産

(状況報告書及び事業の遂行等の命令)

第20条 交付金の交付を受けた地方公共団体は、交付金の交付を受けた事業の進行状況について経済産業大臣の要求があったときは速やかに様式第4による事業進行状況報告書を経済産業大臣に提出しなければならない。

- 2 経済産業大臣は、適正化法第13条第1項の規定に基づき、地方公共団体が交付金の交付の決定の内容又はこれに附した条件に従って事業を遂行していないと認めるときは、その者に対し、これらに従って遂行すべきことを命ずることができる。
- 3 経済産業大臣は、適正化法第13条第2項の規定に基づき、地方公共団体が前項の命令に違反したときは、その者に対し事業の遂行の一時停止を命ずることができる。

(実績報告)

第21条 交付金の交付を受けた地方公共団体は、交付金の交付に係る事業が完了したとき（当該事業の廃止の承認を受けたときを含む。以下同じ。）は、当該事業の完了の日（当該事業の廃止の承認を受けた場合にあっては、当該承認を受けた日。以下同じ。）から起算して1月を経過した日又は当該事業の完了の日の属する国の会計年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに、様式第5による事業実績報告書に様式第6による事業収支計算書を添えて経済産業大臣に提出しなければならない。ただし、経済産業大臣が特に必要があり、かつ、予算の施行上支障がないと認めるときは、この期日を繰り下げることがある。

2 交付金の交付を受けた地方公共団体は、交付金の交付の決定に係る国の会計年度が終了した場合には、当該会計年度に交付金の交付に係る事業が完了したときを除き、その翌年度の4月30日までに、様式第5による事業実績報告書を経済産業大臣に提出しなければならない。

3 交付金の交付を受けた地方公共団体は、前2項の実績報告を行うに当たって、交付金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

4 PFI事業に係る交付金の交付を受けた地方公共団体は、第1項及び第2項の書類のほか、次の各号に掲げる書類を第1項及び第2項で指定する期日までに経済産業大臣に提出しなければならない。

一 BTO方式にあっては、PFI事業によって整備される工業用水道の所有権がPFI事業者から交付金の交付を受けた地方公共団体へ移転したことを証する書類

二 当該PFI費用を割賦の方法により当該事業年度の翌年度以降の年度において支出するときは、当該支出を行う年度ごとの支出計画を記載した書類

三 前号の支出計画に基づく翌年度以降の年度における支出に係る債務の負担について、議会で議決されたことを証する書類

5 前項の地方公共団体は、同項第2号の支出計画に基づき交付金の交付を受けた事業年度の翌年度以降の年度において支出を行う場合にあっては、その支出の都度、経済産業大臣に速やかに報告しなければならない。

6 第4項の地方公共団体は、同項第2号の支出計画を交付金の交付を受けた事業年度の翌年度以降の年度において変更しようとするときは、あらかじめ経済産業大臣に報告しなければならない。

(確定の通知)

第22条 経済産業大臣は、前条第1項の報告を受けた場合には、報告書等の書類（他の事業の整備に要する経費として充てる場合には、当該他の事業の確定の通知に関する書類その他関連する書類を含む。）の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る交付事業の実施結果が交付金の交付の決定の内容（第13条第1項に基づく承認をした場合は、その承認された内容）及びこれに付した条件に適合すると認めたとき並びに第7条に規定する他の事業の整備に要する経費として充てることが同条の規定に適合すると認めたときは、交付すべき交付金（他の事業の整備に要する経費として充てるものを含む。以下同じ。）の額を確定し、地方公共団体に通知する。

2 経済産業大臣は、地方公共団体に交付すべき交付金の額を確定した場合において、既にその額

を超える交付金が交付されているときは、その超える部分の交付金の返還を命ずる。

- 3 前項の交付金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(交付金の支払)

第23条 交付金は前条第1項の規定により交付すべき交付金の額を確定した後に支払うものとする。ただし、必要があると認められる経費については、概算払をすることができる。

- 2 地方公共団体は、前項の規定により交付金の支払を受けようとするときは、様式第7による精算（概算）払請求書を経済産業大臣に提出しなければならない。

(取消し及び返還)

第24条 経済産業大臣は、交付金の交付を受けた地方公共団体が次の各号の一に該当するときは、第11条第1項の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- 一 交付金をその交付の対象となっている費用以外の費用に使用したとき
- 二 第13条から第19条まで並びに第21条第5項及び第6項の規定に違反したとき
- 三 交付金の交付に際し特に付した条件に違反したとき
- 四 事業を中止し、若しくは事業を完成する見込みがないとき、又は事業の施行方法が著しく不適当と認められるとき

- 2 経済産業大臣は、前項の取消しがあった場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に交付金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命じなければならない。

- 3 経済産業大臣は、前項の返還を命ずる場合には、その命令に係る交付金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

- 4 第22条第3項の規定は、第2項の返還の規定について準用する。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う交付金の返還)

第25条 交付金の交付を受けた地方公共団体は、事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により交付金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、様式第8により速やかに経済産業大臣に報告しなければならない。

- 2 経済産業大臣は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずる。

- 3 第22条第3項の規定は、前項の返還の規定について準用する。

(交付要綱に定めのない事項の取扱い)

第26条 この交付要綱に定めのない事項の取扱いについては、工業用水道事業費補助金交付要綱、工業用水道事業費補助金交付要綱細則（20150330地局第1号。以下「要綱細則」という。）

及びこれらの規定により定める諸種の工業用水道布設事業関係基準並びに諸種の作成要領の例によるものとする。

(情報管理及び秘密保持)

第27条 地方公共団体は、交付事業の遂行に際し知り得た第三者の情報については、当該情報を提供する者の指示に従い、又は、特段の指示がないときは情報の性質に応じて、法令を遵守し適正な管理をするものとし、交付事業の目的又は提供された目的以外に利用してはならない。

なお、情報のうち第三者の秘密情報(事業関係者の個人情報等を含むがこれらに限定されない。)については、機密保持のために必要な措置を講ずるものとし、正当な理由なしに開示、公表、漏えいしてはならない。

2 地方公共団体は、交付事業の一部を第三者(以下「履行補助者」という。)に行わせる場合には、履行補助者にも本条の定めを遵守させなければならない。地方公共団体又は履行補助者の役員又は従業員による情報漏えい行為も地方公共団体による違反行為とみなす。

3 本条の規定は交付事業の完了後(廃止の承認を受けた場合を含む。)も有効とする。

附 則

この交付要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表1 交付基準

交 付 基 準	交 付 率
1. 以下の（１）①及び②の計画をいずれも策定している工業用水道事業者が行う、（２）①から③までのいずれかに該当し、かつ、（１）①又は②に基づいて行われる施設の耐震化、浸水対策、停電対策を行う事業を対象とする。ただし、耐震化、浸水対策、停電対策により一定の費用対効果が見込める事業に限る（他の工業用水道事業又は上水道事業その他の事業（下水道及び農業用水道）との間で事業統合や広域連携を目的とする事業を含む。）。 （１）①工業用水道施設更新・耐震・アセットマネジメント指針等に基づく耐震化、浸水対策及び停電対策に係る計画 ②地震・台風や洪水等の発生に伴う風水害・停電のうち、いずれかの内容を含む事業継続計画（ＢＣＰ） （２）①地震時において給水停止のおそれがあり、耐震化対策の必要性が高い事業 ②浸水想定区域内に位置し、浸水被害により給水停止のおそれがあり、浸水対策の必要性が高い事業 ③停電時において給水停止のおそれがあり、停電対策の必要性が高い事業 2. 以下の（１）①及び②の計画をいずれも策定している工業用水道事業者が行う、（２）①から③までのいずれかに該当し、一定の費用対効果が見込める事業を対象とする。（（２）②に該当する事業のうち、民間活用により（１）①及び②の計画を策定予定であるものを含む。） （１）①アセットマネジメント指針等に基づく更新・耐震化、浸水対策及び停電対策に係る計画	100分の30以内 （２．（２）②については、100分の100以内ただし、補助上限は以下とする。 a. コンセッション方式を導入するために行う事業：5,000万円 b. a 以外の事業であって、他分野や他の地方公共団体と一体となつて行う事業：4,000万円 c. a、b 以外の事業：2,000万） （３．（２）については、100分の100以内ただし、補助上限は以下とする。 a. 現在配水能力 200,000 m³/日以上（大規模）に該当する事業者が行う事業：5,000万円 b. 現在配水能力 50,000 m³/日以上 200,000 m³/日未満（中規模）に該当する事業者が行う事業：4,000万円 c. 現在配水能力 50,000 m³/日未満（小・極小規模）に該当する事業者が行う事業：2,000万円）

②地震・台風や洪水等の発生に伴う風水害・停電のうち、いずれかの内容を含む事業継続計画（ＢＣＰ） （２）工業用水道事業の効率化等に資するものであって、次のいずれかに該当する事業（他の工業用水道事業又は上水道事業その他の事業（下水道及び農業用水道）との間で事業統合や広域連携を目的とする事業を含む。）。 ①デジタル技術等を導入し、業務の効率化等を図る事業 ②ウォーターＰＰＰ（公共施設等運営事業（コンセッション方式）と、コンセッション方式に準ずる効果が期待できる官民連携方式※）の導入に向けた調査及び計画作成等に関する事業 ③ウォーターＰＰＰ以外のＰＰＰ／ＰＦＩ事業の導入に向けた調査及び計画作成等に関する事業 なお、②及び③の交付対象事業の範囲は、次に掲げる事業とする。 （ア）導入可能性調査 （イ）資産評価（デューデリジェンス） （ウ）実施方針・公募資料作成 （エ）事業者選定 ただし、②の（ウ）、（エ）については、コンセッション方式、又はコンセッション方式に準ずる効果が期待できる官民連携方式のうち他分野や他の地方公共団体と一体となって行う事業に限る。 ※コンセッション方式に段階的に移行するための官民連携方式として、長期契約で管理と更新を一体的にマネジメントする方式 ３．以下の（１）①及び②の計画をいずれも策定している工業用水道事業者が行う、（２）に該当	
---	--

する事業を対象とする。 (1) ①アセットマネジメント指針等に基づく更新・耐震化、浸水対策及び停電対策に係る計画 ②地震・台風や洪水等の発生に伴う風水害・停電のうち、いずれかの内容を含む事業継続計画（ＢＣＰ） (2) 工業用水道事業の効率化等に資するものであって、将来の水需要に見合った施設規模全体におけるダウンサイジングの導入に向けた調査事業及び導入計画の作成事業（他の工業用水道事業又は上水道事業、その他の事業(下水道及び農業用水道)との間で事業統合や広域連携を目的とする事業を含む。）。 交付対象事業の範囲は、次に掲げる事業とする。 ①対象施設・再構築後の姿の検討 ②投資額・費用対効果の検討 ③実施時期・手順の検討	
---	--

別表 2 交付対象事業費の費用の区分等

費 目	工 種	費 目 の 内 容	費 用 の 算 定 基 準 等
取水工事費	1 取 水 門 2 取水ぜき 3 防潮ぜき 4 取 水 塔 5 取水わく 6 取水管きょ 7 集水埋きょ 8 井 戸 9 沈 砂 池 10 取水ポン プ 11 ポンプ室 12 管理施設 13 そ の 他	1 本工事費及び附帯工事費 本工事費とは、各工種の施設工事を施工するのに直接要する費用で、工事費から附帯工事費及び本欄の2から4までの費用を除いたものをいい、附帯工事費とは、本工事に附帯して施工することを要する工事に要する費用をいい、それぞれ工事原価と一般管理費に分類する。更に、工事原価は、直接工事費、共通仮設費及び現場管理費に分類する。(直接工事費と共通仮設費の合計を「純工事費」とする。以下同じ。) 直接工事費とは、工事の施工に直接必要とする材料費、労務費及び直接経費とする。 共通仮設費とは、工事の施工に必要な準備、仮設等に要する費用をいう。 現場管理費とは、請負業者が工事を施工するために必要な現場経費であって水道、光熱費、運賃、労務管理費、地代家賃、消耗品費、通信運搬費その他に要する費用をいう。 一般管理費とは、請負業者が工事を施工するために必要な一般管理費、利潤等であって諸給与、厚生費、事務用品費、保険料、通信運搬費、租税公課、旅費その他に要する費用をいう。 2 機械器具費 機械器具費とは、工事を直営で施工する場合に、本工事、附帯工事又は営繕工事を施工するために必要な機械器具の購入、修繕等に要する費用をいう。	1 工業用水道事業費補助金交付要綱細則(以下「要綱細則」という。)を標準として積算する。 2 管理施設の設計の基準については別に定める管理施設設計基準を標準として積算するものとする。 3 営繕工事の設置の基準については別に定める営繕工事基準を標準として積算するものとする。

費 目	工 種	費 目 の 内 容	費 用 の 算 定 基 準 等
		3 営繕費 営繕費とは、工事を直営で施工する場合、又は工事現場が遠隔の地である場合に必要な現場事務所、見張所、倉庫、仮設宿舍等を設置する費用をいう。（工事を請負で施工するものであって請負業者が設置するものについては営繕損料とする。） 4 保険料 保険料とは、工事を直営で施工する場合における労働者災害補償保険法、健康保険法、雇用保険法等の規定による保険をいう。 5 デジタル技術等の導入費用 デジタル技術等の導入費用とは、デジタル技術等の導入にあたってのデバイス類、アプリケーション等の導入費用（機器導入費、機器改造費、通信設備費、電気設備費、アプリケーション購入費等）をいう。ただし、機器や設備のリース料、通常業務での使用が中心となるＯＡ機器類の購入費、また、システム等の利用料、保守費用等は除く。	
貯水工事費	1 貯 水 池 2 貯水そう 3 そ の 他	同 上	同 上
導水工事費	1 導水管きよ 2 ポ ン プ 3 そ の 他	同 上	同 上
浄水工事費	1 ちんでん池 2 凝 集 池 3 浄 水 池 4 そ の 他	同 上	同 上
送水工事費	1 送水管きよ 2 ポ ン プ 3 そ の 他	同 上	同 上
配水工事費	1 配 水 池 2 配水そう 3 配 水 管 4 ポ ン プ	同 上	同 上

費 目	工 種	費 目 の 内 容	費 用 の 算 定 基 準 等
	5 そ の 他		
用地費及び 補 償 費	1 用地取得費 2 用地使用費 3 補 償 費	1 用地取得費、用地使用費とは、工事の施工に必要な用地の取得又は賃借に要する費用とする。 2 補償費とは、工事を施工するため取得若しくは賃借した土地に現存する建物、立木その他の物件の除去、移動等に伴う損失の補償に要する費用又は水利使用、トンネル掘削等に伴う漁業、農業その他の補償に要する費用とする。	1 用地の取得及び用地使用の面積は、別に定める工業用水道用地取得及び用地使用面積算定基準によるものとする。 2 用地の取得又は用地使用費の算定基準は、別に定める工業用水道事業用地取得及び補償基準によるものとする。
調 査 費	1 地形測量 2 地質調査 3 土質調査 4 水質調査 5 水文調査 6 施設の設計 7 その他の調査	調査費とは、取水施設、貯水施設、導水施設、浄水施設、送水施設、配水施設等の設計及びそれに必要な測量、地質調査、土質試験、水質試験及び水文調査並びに工事を実施するために必要な測量、試験等に要する費用とする。（デジタル技術等若しくはP P P / P F I 事業の導入における調査及び計画作成等またはダウンサイジングの導入における調査及び導入計画の作成を含む。）	調査に要する費用のうち用地費及び補償費並びに附帯雑費等に計上すべきものは、調査費に含めないものとする。
附 帯 雑 費	事務雑費	附帯雑費とは、工業用水道を施工するに当たって必要な人件費、物件費等の費用であって職員給与、職員旅費、消耗品費、備品費、通信運搬費、印刷製本費等をいう。	要綱細則を標準として積算する。

別表 3 第 13 条の規定による承認申請書

該当事項	承認申請に必要な提出書類
第 1 項第 1 号	1. 交付要綱様式第 1 に準じて作成し、かつ、変更前と変更後における経費の配分又は事業の内容が容易に対比できるよう記載した申請書及びその添付書類（記載内容に変更がない書類については、省略することができるものとする） 2. 変更の内容を明らかにした理由書
第 1 項第 2 号	施行規則第 4 条の規定に準じて作成した承認申請書及びその添付書類
第 1 項第 3 号	施行規則様式第 12 に準じて作成した申請書を提出することとし、当該申請書には交付要綱様式第 5 に準ずる様式により事業の実績を明らかにした書面を添付
第 1 項第 4 号	施行規則第 10 条の規定に準じて作成した申請書及びその添付書類（申請に当たっては、要綱細則に定めるところによることとする。）
第 1 項第 5 号	任意の様式により作成した申請書及び公共施設等運営権を設定することについて議会の議決を経たことを証する書類
第 1 項第 6 号	交付要綱様式第 1 に準じて作成

(様式第1) [第8条]

令和 年度新しい地方経済・生活環境創生交付金（第2世代交付金）
インフラ整備事業（工業用水道）
交付申請書

番 号
年 月 日

経済産業大臣 殿

地方公共団体の名称及びその長の氏名

交付金の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1 事業の内容

[illegible]

2 事業の経費の配分等

1 本年度交付を受けようとする交付事業に対する交付金の額		円	
2 本年度交付を受けようとする交付事業の経費の配分			
費 目	事 業 費 (円)	交付率 (%)	交 付 額 (円)
計			
取 水 工 事 費			
貯 水 工 事 費			
導 水 工 事 費			
浄 水 工 事 費			
送 水 工 事 費			
配 水 工 事 費			
用地費及び補償費			
調 査 費			
附 帯 雑 費			

3 交付要綱第6条第1項に規定する差額（予定額／確定額）

_____ (円)

4 本年度交付を受けようとする交付金の額（1－3）

_____ (円)

備考1 本年度事業計画には、交付要綱第13条第3項及び第4項に規定する軽微な変更の有無を判断するに足る形状寸法、数量及び単位等を記入すること。

2 設計図面を添付すること。（当該事業が2年以上にわたる場合にあっては、全体の事業の計画書を添付すること。）

3 PFI事業に係る交付金の交付の申請をしようとする場合にあっては、PFI費用及びPFI費用の算定の根拠となる数量等を（ ）を付記し内数として下段に記載すること。

4 3は交付要綱第6条第1項に規定する差額を記載するとともに、予定額又は確定額を選択すること。

なお、予定額とは、前年度の事業における交付要綱第22条第1項に規定する確定の通知を受ける前であって、その差額が確定していない場合、確定額とは、前年度の事業における交付要綱第22条第1項に規定する確定の通知を受けた後であって、その差額が確定している場合をいう。

5 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

6 消費税及び地方消費税に係る仕入税額を減額して申請する場合は、次の算式を明記すること。

交付金所要額－消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額＝交付金額

(様式第2) [第11条]

番 号
年 月 日

地方公共団体の名称及びその長の氏名 宛て

経済産業大臣 名

令和 年度新しい地方経済・生活環境創生交付金（第2世代交付金）

インフラ整備事業（工業用水道）

交付決定通知書

令和 年 月 日付け第 号をもって申請のありました令和 年度新しい地方経済・生活環境創生交付金（第2世代交付金）インフラ整備事業（工業用水道）については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）第6条第1項の規定及び新しい地方経済・生活環境創生交付金（第2世代交付金）交付要綱（インフラ整備事業（工業用水道））（以下「交付要綱」という。）に基づき、下記のとおり交付することに決定しましたので、適正化法第8条及び交付要綱第11条第1項の規定に基づき通知します。

なお、本事業の実施に当たっては、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年3月31日法律第18号）にのっとり、経済性に配慮しつつ価格以外の多様な要素をも考慮し、価格及び品質が総合的に優れた内容の契約を行い、工事の品質を確保されるよう留意してください。

記

1. 交付金の交付の対象となる事業（以下「交付事業」という。）の内容は、令和 年 月 日付け第 号で申請のありました新しい地方経済・生活環境創生交付金（第2世代交付金）インフラ整備事業（工業用水道）交付申請書記載のとおりとします。
2. 交付事業に要する経費、交付対象事業費、交付金の額及び交付要綱第6条第1項の規定を踏まえた交付金の額は、次のとおりとします。ただし、交付事業の内容が変更された場合における交付事業に要する経費、交付対象事業費、交付金の額及び交付要綱第6条第1項の規定を踏まえた交付金の額については、別に通知するところによるものとします。

交 付 事 業 に 要 す る 経 費	円
交 付 対 象 事 業 費	円
交 付 金 の 額	円
交付要綱第6条第1項の規定を踏まえた交付金の額	円

3. 交付事業に要する経費、交付対象事業費の配分及び交付金の区分は、次のとおりとします。

費 目	交付事業に要する経費 (円)	交付対象事業費 (円)	交付率 (%)	交付金の額 (円)
取 水 工 事 費				
貯 水 工 事 費				
導 水 工 事 費				
浄 水 工 事 費				
送 水 工 事 費				
配 水 工 事 費				
用地費及び補償費				
調 査 費				
附 帯 雑 費				
そ の 他				
合 計				

4. 交付金の確定額は、交付対象事業費の配分経費ごとに、事業を施行するため実際に支出した額に交付率（〇〇パーセント）を乗じて得た額の合計額と、この配分経費に対応する交付金の額（交付要綱第13条第1項第1号の規定により経費の配分の変更があった場合は、変更された額とします。）の合計額とを比較して、いずれか低い額とします。ただし、3. に記載された交付金の合計額が2. に記載された交付金の額を超える場合は、2. に記載された交付金の額を限度とします（ただし、交付要綱第7条の規定によりできるとされている他の事業の整備に要する経費については、この限りでない。）。

5. 交付金の交付を受けた地方公共団体は、適正化法、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、新しい地方経済・生活環境創生交付金制度要綱、交付要綱、工業用水道事業法（昭和33年法律第84号）、工業用水道事業法施行令（昭和33年政令第291号）及び工業用水道事業法施行規則（昭和33年通商産業省令第118号）の定めるところに従わなければなりません。

なお、これらの規定に違反する行為がなされた場合、次の措置が講じられ得ることに留意してください。

- (1) 適正化法第17条の規定による交付決定の取消し、第18条の規定による補助金等の返還又は第19条第1項の規定による加算金の納付
- (2) 適正化法第29条から第31条までの規定による罰則
- (3) 相当の期間交付金等の全部又は一部の交付決定を行わないこと。
- (4) 交付事業者等の名称及び不正の内容の公表

6. 交付金に係る消費税及び地方消費税相当額については、交付要綱に定めるところにより、消費税及び地方消費税仕入控除税額が明らかになった場合には、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額を減額することとなります。

7. 交付金の交付の条件は、次のとおりとします。

(1) 交付金の交付を受けた地方公共団体は、次の各号に掲げる場合においては、経済産業大臣の承認を受けなければなりません。ただし、交付要綱第6条第1項の調整を行うことを予定している場合であって、実施計画の事業の新設又は廃止を伴わない事業内容の変更で交付決定単位ごとの交付決定額に変更が生じない場合を除く。

- ① 交付金の交付を受ける事業年度の事業の経費の配分又は内容の変更（軽微なものを除く。）をしようとする場合
- ② 給水区域、計画給水量又は水源を変更しようとする場合
- ③ 交付金の交付に係る事業を中止し、又は廃止しようとする場合
- ④ 交付金の交付に係る工業用水道の料金を定め、又は変更しようとする場合
- ⑤ 交付金の交付に係る工業用水道事業についてPFI法第2条第7項に定める公共施設等運営権を民間事業者に設定する場合
- ⑥ 交付金交付申請書3 交付要綱第6条第1項に規定する差額が予定額である場合であって、当該差額に変更が生じた場合

(2) 交付金の交付を受けた地方公共団体は、交付金の交付の対象である交付要綱第3条第1項第1号から第6号及び第8号から第11号までに規定する工事等の実施に関して契約をなす場合においては、原則として競争入札によらなければなりません。競争入札によらなかった場合は、交付要綱第21条に定める事業実績報告書において、その理由を明らかにしなければなりません。

(3) 交付金の交付を受けた地方公共団体は、次の場合においては、速やかに管轄する経済産業大臣に報告してその指示を受けなければなりません。

- ① 交付金の交付に係る事業が予定の期間内に完了しない場合又はその遂行が困難となった場合
- ② 交付金の交付に係る事業に災害を受けた場合

(4) 交付金の交付を受けた地方公共団体は、事業の経理を明らかにしておかなければなりません。

(5) 交付金の交付を受けた地方公共団体は、交付金収入及び事業に要する経費の予算書及び決算書における計上科目及び科目別計上金額を明らかにする調書を作成しておかなければなりません。

(6) 交付金の交付を受けた地方公共団体は、交付金の交付の対象である交付要綱第3条第1項第1号から第6号までに規定する工事によって取得した財産については、事業の完了後においても、当該財産を善良な管理者の注意をもって管理するとともにその効率的な運営を図らなければなりません。

(7) 交付金の交付を受けた地方公共団体は、交付金の交付に係る事業により取得し、又は効用の増加した次に掲げる財産を、経済産業大臣の承認を受けずに交付金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはなりません。

① 土地及び建物

② 取水施設については、取水門、取水ぜき、防潮ぜき、取水塔、取水わく、取水管きょ、集水埋きょ、井戸及び沈砂池

③ 貯水施設については、貯水池及び貯水そう

④ 導水施設については、導水管きょ

⑤ 浄水施設については、ちんでん池、凝集池及び浄水池

⑥ 送水施設については、送水管きょ

⑦ 配水施設については、配水池、配水そう及び配水管

⑧ ②から⑦までのポンプ設備

⑨ その他事業の実施に伴い取得した財産のうち、取得価格又は効用の増加価格が50万円を超える財産

8. この交付決定に対して不服がある場合における適正化法第9条第1項の規定による申請の取下げをすることができる期日は、この決定通知を受けた日から起算して15日を経過した日までとします。

責任者：〇〇局〇〇課長 〇〇

担当者：〇〇、〇〇

電話：03-3501-1511(内線〇〇)

03-3501-1677 (直通)

(様式第3) [第12条]

令和 年度新しい地方経済・生活環境創生交付金（第2世代交付金）
インフラ整備事業（工業用水道）
交付申請取下書

番 号
年 月 日

経済産業大臣 殿

地方公共団体の名称及びその長の氏名

令和 年 月 日付け 第 号で新しい地方経済・生活環境創生交付金（第2世代交付金）インフラ整備事業（工業用水道）の交付の決定の通知を受けたが、当該決定の通知に係る交付金の交付の申請は、下記の理由により取り下げます。

記

理 由

(様式第4) [第20条]

令和 年度新しい地方経済・生活環境創生交付金（第2世代交付金）
インフラ整備事業（工業用水道）
進行状況報告書

番 号
年 月 日

経済産業大臣 殿

地方公共団体の名称及びその長の氏名

令和 年度新しい地方経済・生活環境創生交付金（第2世代交付金）インフラ整備事業（工業用水道）の進行状況を下記のとおり報告します。

記

費 目	本年度工 事計画額 (1)	工事実施額 (2)	進行率 (2) —— % (1)	摘 要 〔工事の具体的内容 を記載すること。〕

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

(様式第5) [第21条]

令和 年度新しい地方経済・生活環境創生交付金（第2世代交付金）インフラ整備事業（工業用水道）実績報告書

番 号
年 月 日

経済産業大臣 殿

地方公共団体の名称及びその長の氏名

令和 年度新しい地方経済・生活環境創生交付金（第2世代交付金）インフラ整備事業（工業用水道）が令和 年 月 日完了したので、その実績を下記のとおり報告します。

本年度事業計画（交付金の交付の決定に係るものを記載すること。）							実 施 状 況																	摘要						
費目	工種	名称	形状寸法	数量	単位	金額①	名称	形状寸法	数量	単位	契約者	設計額	予定価格	契約額	設計変更額及び契約変更額			最終契約額	精算額②	契約年月日	進捗率②/①	着工又は発注年月日	完成又は納入年月日		支払額及び支払年月日					
															第1回	第2回	第3回								第1回	第2回	第3回	第4回	第5回	

注 消費税及び地方消費税に係る仕入税額を減額して申請する場合は、次の算式を明記すること。

交付金所要額－消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額＝交付金額

○ 制度要綱第6 1 3)のインフラ整備事業のうち、工業用水道以外のインフラ整備事業の整備に要する経費として充てる額：

円 （事業名： ）

備考 P F I 事業に係る交付金の交付に係る報告をしようとする場合にあっては、P F I 費用及びP F I 費用の算定の根拠となる数量等を（ ）を付記し内数として下段に記載すること。

(様式第6) [第21条]

令和 年度新しい地方経済・生活環境創生交付金（第2世代交付金）
インフラ整備事業（工業用水道）
収支計算書

1 収支総括書

項目 区分	費 目	予 算 額	決 算 額
支 出	取 水 工 事 費	円	円
	貯 水 工 事 費		
	導 水 工 事 費		
	浄 水 工 事 費		
	送 水 工 事 費		
	配 水 工 事 費		
	用地費及び補償費		
	調 査 費		
	附 帯 雑 費		
	そ の 他		
	合 計		
収 入	地 方 公 共 団 体 負 担		
	国 庫 交 付 金		
	国庫引受けによる起債		
	公 募 に よ る 起 債		
	そ の 他		
	合 計		

- 備考1 収入中その他の欄に記載すべきものがあるときは、その内訳書を添付すること。
- 2 PFI事業に係る交付金の交付に係る報告をしようとする場合にあっては、PFI費用及びPFI費用の算定の根拠となる数量等を（ ）を付記し内数として下段に記載すること。
- 3 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

2 収支計算費目別内訳書

(イ)取水工事費

工 種	名 称	形状寸法	数量	単価	金 額	摘 要
					円	

(ロ)貯水工事費

工 種	名 称	形状寸法	数量	単価	金 額	摘 要
					円	

(ハ)導水工事費

工 種	名 称	形状寸法	数量	単価	金 額	摘 要
					円	

(ニ)浄水工事費

工 種	名 称	形状寸法	数量	単価	金 額	摘 要
					円	

(ホ)送水工事費

工 種	名 称	形状寸法	数量	単価	金 額	摘 要
					円	

(ヘ)配水工事費

工 種	名 称	形状寸法	数量	単価	金 額	摘 要
					円	

(ト)用地費及び補償費

工 種	名 称	形状寸法	数量	単価	金 額	摘 要
					円	

(チ) 調査費

工 種	名 称	形状寸法	数量	単価	金 額	摘 要
					円	

(リ) 附帯雑費

工 種	名 称	形状寸法	数量	単価	金 額	摘 要
					円	

(ヌ) その他

工 種	名 称	形状寸法	数量	単価	金 額	摘 要
					円	

備考 1 工種別内訳書、用地費及び補償費内訳書、調査費内訳書、附帯雑費内訳書及び残存物件調書並びにしゅん工図面を添付すること。

2 予算額と決算額が著しく異なるときは、摘要の項にその理由を記載すること。

3 P F I 事業に係る交付金の交付に係る報告をしようとする場合にあっては、P F I 費用及びP F I 費用の算定の根拠となる数量等を（ ）を付記し内数として下段に記載すること。

4 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

(様式第7) [第23条]

番 号
年 月 日

経済産業大臣 殿

地方公共団体の名称及びその長の氏名

令和 年度新しい地方経済・生活環境創生交付金（第2世代交付金）
インフラ整備事業（工業用水道）
精算（概算）払請求書

令和 年 月 日付け第 号をもって交付の決定を受けた新しい地方経済・生活環境創生交付金（第2世代交付金）インフラ整備事業（工業用水道）の精算払（第 回概算払）を受けた
いので新しい地方経済・生活環境創生交付金（第2世代交付金）交付要綱（インフラ整備事業（工業用水道））第23条第2項の規定に基づき、下記のとおり請求します。

記

精算（概算）払請求金額（算用数字を使用すること。） 円

- 備考1 概算払の請求をするときには、「支払計画書」及び「資金調達計画書」を添付すること。
2 精算払の請求をするときには、「精算書」を添付すること。

(様式第8) [第25条]

番 号
年 月 日

経済産業大臣 殿

地方公共団体の名称及びその長の氏名

令和 年度消費税額及び地方消費税額の額の確定に伴う報告書

新しい地方経済・生活環境創生交付金（第2世代交付金）交付要綱（インフラ整備事業（工業用水道））第25条第1項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 交付金額（新しい地方経済・生活環境創生交付金（第2世代交付金）交付要綱（インフラ整備事業（工業用水道））第22条による額の確定）
円
2. 交付金の確定時における消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額
円
3. 消費税額及び地方消費税額の確定に伴う交付金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額
円
4. 交付金返還相当額（3－2）
円

注）別紙として積算の内訳を添付すること。